

第 1 回定例会議事日程（第 6 号）

- 第 1 議案第 7 号 いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 いちき串木野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 6 号 いちき串木野市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定について
- 第 6 陳情第 1 号 川内原発再稼働の賛否を問う住民投票についての陳情
- 第 7 陳情第 2 号 川内原発の再稼働の「必要性・安全性・避難計画」に関する公開討論会の開催についての陳情
- 第 8 陳情第 3 号 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情
- 第 9 議案第 8 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 10 号 いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 第 11 議案第 9 号 いちき串木野市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 11 号 いちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 12 号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 13 号 いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 14 号 いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 16 号 いちき串木野市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 第 17 議案第 17 号 いちき串木野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 第 18 議案第 15 号 いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 18 号 いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 国特予算議案第 1 号 平成 27 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算

- 第 2 1 介特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 2 2 療特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第 2 3 後特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 4 議案第 1 9 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 2 0 号 いちき串木野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 7 簡水特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第 2 8 公下水特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 2 9 市場特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 3 0 国宿特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第 3 1 漁集排特予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 3 2 水道予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 3 3 予算議案第 1 号 平成 2 7 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 3 4 議案第 2 2 号 一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について
- 第 3 5 議案第 2 3 号 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設建設工事請負変更契約の締結について
- 第 3 6 予算議案第 8 号 平成 2 6 年度いちき串木野市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 3 7 予算議案第 2 号 平成 2 7 年度いちき串木野市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 8 議案第 2 4 号 いちき串木野市監査委員の選任について
- 第 3 9 議案第 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 0 議案第 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 1 議案第 2 7 号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 2 意見書案第 1 号 交通安全対策を求める意見書の提出について
- 第 4 3 閉会中の継続審査について
- 第 4 4 閉会中の継続調査について
- 第 4 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	教委総務課長	白井喜宣君
副市	長	石田信一君	市来支所長	逆瀬川正君
教	長	有村孝君	消 防 長	深山龍朗君
育	長	中屋謙治君	生活環境課長	住廣和信君
総務課	長	田中和幸君	水産商工課長	平川秀孝君
政策課	長	満 蘭 健士郎君		
財政課	長			

平成27年3月27日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成27年1月分及び2月分の例月出納検査の結果並びに第9号から第11号までの監査報告と市長から報告のあった地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告について、それぞれの写しをお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった平成26年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1 議案7号

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第7号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

初めに、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） 皆様、おはようございます。教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案12件、予算議案4件の計16件であります。

去る3月11日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

それでは、ただいま議題とされました議案第7号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするためにいじめ問題対策委員会を設置しようとするもので、附則において施行期日及び委員報酬の額を定めようとするものであります。

審査の中で、いじめ問題対策委員会の委員の構成

等について質したところ、年に2回の会議の開催を予定しており、委員の構成については、学校教育の関係者、社会教育の経験者、人権擁護委員、臨床心理士や福祉関係の方など、5名以内で委嘱したいと考えているとのことで、委員の数を5名以内とした理由については、他市町村の状況を勘案したとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第7号についての審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これより討論・採決に入ります。

議案第7号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2～日程第33

議案第3号～予算議案第1号一
括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第2、議案第3号から日程第33、予算議案第1号までを一括して議題とします。

総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

○総務委員長（中村敏彦君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案4件、陳情1件、新規の

陳情3件の計8件であります。

去る3月10日、委員会を開催し、陳情1件を除き、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第3号いちき串木野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、新たに行政指導の中止及び処分等の求めに関する規定を定めるため改正しようとするものであります。

説明によりますと、1点目に、行政指導時に許認可権限について言及するときは根拠条項等を示すこと。2点目に、法令違反の是正を求める行政指導の中止を求める場合の規定の追加、3点目に、第三者から法令違反に対する処分や行政指導を求める場合の規定を追加するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、障がい者等基幹相談支援センター相談員等の報酬単価の見直し等に伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、改正の主な内容は、障がい者等基幹相談支援センター相談員の報酬を月額20万円以内から日額1万円、社会教育指導員の月額報酬12万5,000円以内を10万9,000円、介護認定調査員の月額報酬20万円以内を16万8,000円に、報酬月額を具体的な金額に明示するとともに、報酬月額を引き上げ、また、生活保護面接相談員の名称を生活困窮者自立相談支援員に変更するものであります。

審査の中で、これまで報酬金額に「以内」と規定され、その範囲内の金額であれば条例改正は必要なかったが、今後は条例改正が必要になるのかと質したところ、報酬額については誰が見ても疑問がないように、わかりやすい形が基本という考えから、報酬額の見直しが必要な場合は条例改正の手続が必要になるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院勧告による国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、職員の給料表等を改正しようとするものであります。

説明によりますと、1点目に、地域手当の支給率の改定であります。東京地域の支給率を現行18%から20%に引き上げ、大阪地域の支給率を現行16%から17%に引き上げるものであります。2点目に、住居手当にかかわる持ち家手当の廃止であります。これまで2,500円支給していたものに、経過措置を設けて、平成27年度から1,500円、平成28年度から廃止するものであります。3点目に、単身赴任手当の基礎額と加算限度額の改定であります。現行の基礎額2万3,000円と加算限度額4万5,000円を基礎額3万円と加算限度額7万円にそれぞれ引き上げるものであります。4点目に、管理職員特別勤務手当の支給要件の追加であります。平日の午前零時から5時までの間に災害等で課長職が勤務した場合は、1回当たり2,000円を支給するものであります。5点目は、給料表の改定であります。若年層の職員は据え置くが、給料表の水準を平均2.1%引き下げることとあります。なお、経過措置を設けて、3年間は現給を保障することとあります。

審査の中で、現在の再任用職員の人数と処遇について質したところ、再任用職員は農政課に1名配置し、給料表は3級に位置づけ、25万7,600円を支給しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号いちき串木野市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域主権改革一括法の施行により、消防組織法の一部改正に伴い、これまで消防長及び消防署長の資格については消防組織法で定めていたものを、新たに条例で制定しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本定例会に付託されました陳情第1号、第

2号及び第3号の計3件の陳情審査の概要と結果について御報告いたします。

陳情第1号、第2号及び第3号につきましては、審査前に参考人の意見聴取を行ったところであります。

まず、陳情第1号川内原発再稼働の賛否を問う住民投票についての陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001-3、避難計画を考える緊急署名の会代表石神齊也氏から提出されたもので、その趣旨は、「極めて重大な川内原発再稼働の是非は住民投票で確認すべきであるとして、川内原発再稼働の賛否を問う住民投票の実施を求める」というものであります。

審査の中では、再稼働に当たって、市民の意見が十分に反映されていないところもある。住民投票を行って市民の意見を確認する必要があるという意見や、再稼働に必要な工事計画書と保安規定書の評価も必要であり、まだ再稼働をとめる可能性は十二分にあるという意見が述べられた一方で、住民投票を実施するのであれば、県知事が再稼働の結論を出す前にすべきことであって、時期的にどうかという意見が述べられ、陳情第1号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、川内原発の再稼働の「必要性・安全性・避難計画」に関する公開討論会の開催についての陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001-3、避難計画を考える緊急署名の会代表石神齊也氏から提出されたもので、その趣旨は、いちき串木野市で開催された審査書説明会は規制庁職員の一方向的な説明で不十分な結果であった。また、再稼働の準備が進んでいるが、避難計画の実効性に対する多くの疑問・不安は残ったままであることから、川内原発の再稼働にかかわる「必要性・安全性・避難計画」をテーマにした公開討論会の開催を市長に対し議会として求めてほしいというものであります。

審査の中では、原発事故から4年、市民の方々の原発に対する不安や心配は日ごとに増えていると思われることから、公開討論会の実施は必要であるという意見が述べられた一方で、この陳情書は市長で

はなく、電気事業者とか県知事に対して要望するのが筋だと思ふという意見が述べられ、陳情第2号については、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町2-180、原発公開質問の会、江藤卓朗氏から提出されたもので、その趣旨は、川内原発1・2号機の再稼働に当たって、九州電力は住民の理解と協力が必要だとしています。いちき串木野市市民の生活圏が30キロ圏内という至近距離にあることを考えれば、市民に対して公開の場で事業当事者である九州電力が説明会を開催するのは当然である。議会として九州電力に対し、川内原発1・2号機の再稼働に当たって、公開の場での住民説明会の開催を求めてほしいというものであります。

審査の中では、原発から30キロ圏内に入る本市は、もし過酷事故が発生した場合は被害を受けやすい地域である。だからこそ、再稼働を進めている九州電力は住民に説明するのは当たり前のことであり、作業工程の状況等を市民に公開して説明する必要があるという意見が述べられた一方で、再稼働の準備が進んでいる中、安全性などの説明は電気事業者の責任であるが、議会から求められるものではないという意見が述べられ、陳情第3号については、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、陳情1件を除き、審査の経過の概要と結果についての御報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、総務委員長長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第3号いちき串木野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 私は、議案第5号いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論をいたします。

議案は、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律などの一部を改正する法律の公布に伴い、これに準じて職員の給料月額、地域手当、持ち家制度の廃止、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当を改定しようとするものです。すなわち公務員給与を年齢が高くなるにつれて民間の給与よりも高くなることを抑えようとするものです。民間は、まだ公務員の給与を手本にして給与を決めていくところが多く、公務員の給与が下がれば民間の給与も下がるという、そんなお互いが足を引っ張り合いになるものです。経過措置はあるということですが、それでは国民の平均給与を下げ、経済をも停滞させるもので

あり、国民の願いにも反することになります。

以上をもって当議案に反対の討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号いちき串木野市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号川内原発再稼働の賛否を問う住民投票についての陳情について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 私は、陳情第1号川内原発再稼働の賛否を問う住民投票についての陳情について賛成の討論をいたします。

東日本大震災に伴う福島第一原発の過酷事故から5年目に入りました。いまだに12万を超える人々が避難生活を強いられ、事故を起こした原子炉には近づけず、増え続ける放射性物質にまみれた汚染水は全くコントロールできていないのが現状です。いまだに続いています。

現在、全国の原発はただの1基も稼働していません。それなのに電気は十分に足りていません。

「川内原発県民不安が根強く」という見出しで、昨年の12月5日付の西日本新聞は、鹿児島55%再稼働反対、世論調査の結果を発表いたしました。その他の世論調査でも国民、県民の過半数を超える人々が川内原発再稼働には反対です。

市民の命を守る避難計画がない中での川内原発再稼働に反対する署名は、わずか1カ月余りの間に1万5,464筆も集まり、昨年6月24日には市長と市議会議長に宛てて提出をされています。

いちき串木野市では、これまでに、また極めて重大な川内原発の再稼働の是非は住民投票で問うべきと陳情いたしました。これまで市来町と串木野市との合併の是非については、10年以上前に2度にわたって行われています。いちき串木野市民の生命、なりわいにとって極めて重要な川内原発再稼働の是非を住民投票で確認すべきと陳情に賛同の討論といたします。議員の皆様をよろしく願います。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案についてお諮りをします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定しました。

次に、陳情第2号川内原発の再稼働の「必要性・安全性・避難計画」に関する公開討論会の開催についての陳情について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 陳情第2号川内原発再稼働の「必要性・安全性・避難計画」に関する公開討論会の開催についての陳情について、賛成の討論をいたします。

先日南日本新聞の記者の目欄に興味をひかれました。阿久根市で講演された環境エネルギー研究所

の飯田哲也所長が戦艦武蔵と大和に触れて、日本は大局を見誤り、大艦巨砲主義という神話にしがみついたと指摘し、原発の安全対策に伴う建設費の増大を理由に欧州の有力企業が原子力産業から撤退した例や、海外の再生可能エネルギーの急速な普及の状況を紹介し、原発に固執し、再稼働に突っ走るように映る日本の現状は戦時中とよく似ていやしないかと投げかけたことです。

福島原発事故から4年たちました。避難計画をはじめ、事故被害を含めた運転コストの見きわめ、使用済み燃料、いわゆる核のごみの最終処分場をどうするかなど、多くの課題を残したまま再稼働をするのではなく、再稼働前に「必要性・安全性・避難計画」について公開討論会を開催をし、議論することが必要ではないでしょうか。

今、市民の多くの方々は再稼働を前にして、自分たちは意見を言いたい、討論会を行ってほしいという市民の皆さん方の声も上がってきています。ぜひとも議員の皆さん方、陳情に御賛同をいただきたいと思い、討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定しました。

次に、陳情第3号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 陳情第3号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情について討論いたします。

川内原発で事故が起こったら、一体誰が事故の責任を負うのか。国なのか、鹿児島県なのか、いちき

串木野市なのかを問うと、電気事業者の責任が第一だという、こんな回答が返ってきます。しかしながら、電気事業者がどこまで責任を負うのか、福島第一原発事故では、東電は住民に対して正式な謝罪をしない、原発事故があったから影響を受けた人々に対して全ての責任を負おうとせず、町ぐるみの訴訟にまでなっています。

なるほど、九電はいかに安全対策を行っているかを口頭で、文書で、パンフレットでとさまざまに説明はしています。しかしながら、万一事故が起こった場合の九電の責任については一切何も説明していません。安全対策も国の新規制基準に適合しているから大丈夫だと言うだけで、絶対に事故が起これないからと確約をしているわけではありません。当事者である九州電力の事故が起こったときの責任について、地域住民にしっかりとした説明を求めることは当然のことです。

先日から伊佐市、そして南種子島、また、おとといは出水市の議会で、住民説明会を求める陳情が採択をされています。多くの市民の皆さん方がやはりきちんとした説明を聞きたいという九電に対してのこの思いは、今、私たちが受けとめるべきではないでしょうか。

議員の皆さん、ぜひともこの陳情に対して賛成をよろしくお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（下迫田良信君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[2 番田中和矢君登壇]

○2番（田中和矢君） 陳情第3号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情に対し、賛成の立場で討論をいたします。

皆さん御承知のとおり、本会議で採択されている市が伊佐市、屋久島町、出水市、このようなところで、既に九州電力に対し、住民説明会を再度やるよという陳情が採択されています。お隣の日置市では総務委員会で賛成多数で採択され、まさに本日27日、私どもいちき串木野市と同じ日に本会議での採択が出る模様であります。

川内原発1、2号機の再稼働が間近に迫っている現在でも、福島でいまだに多数の方々が避難を余儀

なくされております。その現実、それから放射能に汚染された汚染水の手には負えない状況など、やはり私たちは真剣に考えなければいけないと考えます。

また、我が市のいちき串木野市の避難計画についての担当課の話でも、市民から我が市の避難計画について問い合わせがあったときに、しっかりとした、確実な、自信のある回答はしかねる旨の発言も新聞等で紹介されております。

こういう現状がいまだにあるわけですので、再稼働が既に決定している現在であっても、九電による私たち市民、住民に対する説明会は、1回ではなく、何度でも繰り返しやっていただいて、九州電力自体も住民の理解と協力が必要だと言っているわけですから、住民の理解を得るためには何回でもこれを繰り返しやっていただいて、私どもいちき串木野市の住民が少しでも理解、安心できるような努力をすべき責務が九州電力にはあると思いますし、私どもの議会にはそれを要求する権利があると思います。議会だけでなく、市民、住民は住民説明会をしっかりとやらしてもらうように要求する当然の権利があると考えます。

日置市では、私どもよりも遠いにもかかわらず、今日、本当に真剣な議論がされるという話です。私どもの議会でも、もう決まったことだと言う方もおられますが、やはり避難計画を作成するに当たり、より確実でしっかりとした避難計画を今後もつくっていくためにも、まさに担当各課では避難計画というのは最後はない、今後もずっと不断の努力でしっかりとしたものをつくり上げていくとおっしゃっております。

そのためにも、どうかこの住民説明会、特に電力会社である九州電力による住民説明会を開いていただきますように、どうか議員の皆さん、真剣に考えていただいて。伊佐市では総務委員会では否決されておりますが、本会議では採択されました。我がいちき串木野市の議会の体裁上、それぞれの案件について委員会に付託し、委員会主義という体制をとっておりますが、どうしても我が市の総務委員会では、3対2といういつも決まった数字で、決まったメンバーの方が、案件によっては変わってもいいと思い

ますが、そのようなことがなされておられません。

本来なら、住民の生活を根底から覆すようなこういったことに関しては、総務委員会だけではなくて特別委員会をつくって全員で話し合う、全員で協議するに値する案件だと、内容だと思っております。

やはりルールというのがありますので、現段階でのルールでは総務委員会で付託されてやるしかありませんが、どうか本会議、この場で何とか九州電力による住民説明会をやってもらうように、この陳情に対して賛成していただきますように、これは仕方がないという方、積極的推進の方、そういったものに関係なく住民説明会をやっていただくように、この件に関しては賛成していただけることを信じて、お願いをいたします。終わります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択することに決定しました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） ただいま議題とされました議案について、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について、教育長に関する条文を改正しようとするもので、附則において施行期日、及びいちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止、並びに経過措置について定めようとするものであります。

説明によりますと、現在の教育長は、任命に議会

同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職の身分を有するとともに、併せて、教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものであったが、今回の改正により、新教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職となり、特別職の身分のみを有することになるとのことであります。

なお、現在の教育長の任期は平成29年11月25日までとなっていることから、経過措置により改正前条例が適用されるとのことで、その間、教育委員長についても改正前条例が適用されるとの説明であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号いちき串木野市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、保育需要の増加に伴い、いちき串木野市立生福保育所の受託定員を60人から90人に変更するほか、延長保育料の徴収に関する条文を整備しようとするものであります。定員見直しの経緯については、生福保育所において定員を2年連続で約120%を超えて保育児童を受託していることから、今回見直しを行うとのことであります。

審査の中で、定員が90人に増えることになるが、職員及び臨時職員の対応は十分なのかと質したところ、保育においては年齢階層ごとに必要な定員が定められている。正規及び臨時の保育士を確保しながら、適切な運営ができるよう努めているとの答弁であります。また、延長保育料の規定が追加された経緯等について質したところ、生福保育所はこれまで午後7時までの延長保育を実施しているとのことで、保育料の額については、今回、新たな子ども・子育て制度に向けて、市内の私立7園の延長保育料が30分100円に統一され、公立の生福保育所も同額にすることで、市内全園の統一がなされるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制

定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度における利用者負担額を定めるほか、旧条例を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、第1条で趣旨について、第2条では利用者負担額について、保護者の所得の状況やその他の事情を勘案して市町村が定める利用者負担額、いわゆる保育料については規則で定めるとし、第3条では利用者負担額の減免について定め、なお、附則において、第1項で施行期日を、第2項ではいちき串木野市保育の実施に関する条例の廃止を、第3項では施設型給付の幼稚園の利用者負担額について規定しているとの説明であります。

審査の中で、新制度における保育料は少し軽減された額になるが、軽減部分の費用負担はどのようになるのかと質したところ、軽減部分については市の独自施策であることから、市の一般財源で賄うことになる。これまで4,000万円程度を負担してきており、新たに1,350万円程度が必要になることから、合わせて5,350万円程度、保育を受けられる保護者に対する支援という形で、市の負担が出てくるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号いちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法に基づく過料に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、第1条は趣旨について、第2条では過料の額を10万円以下とすることなどを規定しているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画期間の介護保険料率を改正しようとするものであります。

説明によりますと、現在の介護保険料の段階区分7段階について、これを2段階増やし9段階に改正し、基準額の改定に伴い各段階の介護保険料を定めるとのことです。

審査の中で、第6期の介護保険料基準額は若干下がるとのことであるが、介護保険特別会計における介護保険料は前年度比で増額となる理由について質したところ、基準額は若干引き下げとなるが、基準額に対する各段階の負担割合が一部引き上げられたことから、全体的に介護保険料が上がっている。なお、この負担割合は介護保険施行令で定められているため、市町村でこの負担割合を変更することはできないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地域主権改革一括法の施行、いわゆる権限移譲による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者を定めるため改正しようとするもので、要支援1と要支援2の方々のケアプランを作成することのできる事業所の指定について、条例に定めようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案も、地域主権改革一括法の施行、いわゆる権限移譲による介護保険法の一部改正に伴い、要介護1から要介護5の方々に対する、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準を改正しようとするものであります。

改正の主な内容としては、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護とする名称変更、認知症対応型通所介護における併用型事業所の利用定員の見

直し、小規模多機能型居宅介護における登録定員及び通いサービスの利用定員の見直し、認知症対応型共同生活介護グループホームにおけるユニット数の改正などがあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案も、同じく地域主権改革一括法の施行、いわゆる権限移譲による介護保険法の一部改正に伴い、要支援1と要支援2の方々に対する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準を改正しようとするものであります。

改正の主な内容については、議案第14号と同様の改正内容であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号いちき串木野市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてであります。

本案も、地域主権改革一括法の施行、いわゆる権限移譲による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センター設置者が遵守すべき基準を定めようとするものであります。

説明によりますと、第1条で趣旨を、第2条で職員に係る基準及び当該職員の員数について定めようとするもので、本市においては、平成27年1月末の住所地特例を含む第1号被保険者数は9,771人であることから、5,000人規模の事業所が2カ所あるとみなし、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を二人ずつ、合計6人を配置しているとのことあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号いちき串木野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係

る基準に関する条例の制定についてであります。

本案も、地域主権改革一括法の施行、いわゆる権限移譲による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定めようとするものであります。

説明によりますと、要支援1と要支援2の方々のケアプランを作成する指定介護予防支援事業所は、厚生労働省令で全国一律に定められていた基準を市町村の条例で定めることとされたとのことあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度における市立幼稚園の利用者負担額を定めるため改正しようとするもので、今回、新制度の移行に当たり、公立幼稚園における国の幼稚園就園奨励費が配置され、所得階層に応じた保育料を設定することになるため、新たに市立幼稚園の保育料を定めようとするものであります。

審査の中で、所得に応じて保育料を定めることになるが、今よりも保育料が下がる人がどの程度いるのかと質したところ、およそ30%程度が市県民税が非課税の世帯で、月額3,000円の保育料となり、現在より月額1,000円程度の減免がなされるとのことで、所得の階層に応じては支援が充実しているところがあるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,661万6,000円と定めようとするもので、前年度に対し、6億657万7,000円、率で13.22%の増であります。また、第2条で一時借入金金の最高額を、第3条では歳出予算の流用について

定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度に対し2.4%の増と見込んだ一般被保険者国民健康保険税のほか、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金が主なるものであります。

歳出においては、平成26年度決算見込みに対し、約5%を見込んだ一般被保険者療養給付費のほか、75歳以上の後期高齢者医療制度への現役世代からの支援金として、加入者数に応じて負担する後期高齢者支援金、レセプト1件が80万円未満の医療費について国保連合会が過去3カ年の実績や被保険者数などをもとに算定した額を拠出する保険財政共同安定化事業拠出金などが主なるものであります。

また、新規事業として、保健事業において糖尿病が進行し、腎不全の一步手前である顕性腎症の方々を対象とした「糖尿病性腎症重症化予防事業」、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者と比較するとまだ症状の軽い方を対象とした「生活習慣病重症化予防事業」を行うとのことであります。

審査の中で、平成27年度末の基金残額が6,400万円程度になる見込みであるが、どのような対策を考えているのかと質したところ、できるだけ基金からの繰出しを行わないようにするには、医療費の高騰を抑制する必要がある。新規事業の糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防事業などに取り組み、医療費の抑制につなげたい。また、ジェネリック医薬品の推進を図るべく、対象者に対し差額通知をしていきたいとの答弁であります。

さらに、特定健診受診率の目標達成の状況について質したところ、平成26年度の市全体の受診率目標値52.5%に対し、実績としては58%程度になる見込みとのことで、地区別では6地区で60%を超える受診率となっているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,763万4,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用に

ついて定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、1款保険料は前年度の当初予算と比較し3,632万4,000円、率で5.73%増の6億7,045万6,000円を計上するほか、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金が主なるものであります。

歳出においては、要支援及び要介護の方々に対する保険給付費34億2,116万6,000円のほか、介護保険の該当者となるおそれのある高齢者に対し、介護状態にならないようにするための介護予防事業などを行う地域支援事業費が主なるものであります。

審査の中で、認知症総合支援事業の取り組みについて質したところ、平成27年度の新規事業で認知症地域支援推進員として保健師1名を配置し、従来から進めている認知症サポーターの養成や徘徊模擬訓練の実施等を行いながら、保健師、作業療法士、医師が、「認知症初期集中支援チーム」をつくり支援をしていく事業とのことで、認知症ケア向上として、病院や介護施設の方々に対し、認知症の対応力の向上や情報共有、認知症の家族に対する支援等をしていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,159万7,000円と定めようとするもので、前年度と比較し、22万4,000円の増であります。

説明によりますと、歳入においては、施設利用者を延べ2,016人と見込んだ障害児通所支援事業収入と一般会計繰入金为主なるものであり、歳出においては、職員二人と園長の給料の一部を計上した人件費のほか、障害児通所支援に係る管理運営費等が主なるものであります。

審査の中で、療育園の施設整備状況等について質したところ、療育園の整備については、これまで駐車場、フェンス、遊び場の砂場、砂場の日よけ、訓練室の床など、トイレを除いては整備が行われてきている。昨年からの民間の一事業所が療育事業を始められ、また市の療育の拠点となる児童発達支援セン

ターが本年度中に県の指定を受け4月から民営で開設されるという状況にあり、民間の施設充実が図られてきていることから、市の療育園のあり方について民間へのシフトということも考える必要があり、今後、環境整備については検討をしていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億990万4,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、軽減判定の見直しで5割軽減が増えたことにより、2.4%の減と見込んだ後期高齢者医療保険料のほか、低所得者に対する政令減税相当額を県と市で負担する後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が主なるものであります。

一方、歳出においては、後期高齢者医療保険料及び軽減補填分として一般会計から繰入れた保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するための後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

○3番（福田道代君） 議案第8号地方教育行政の

組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、教育長の身分が特別職になるとともに、教育委員会委員長の職が廃止されることに伴い、条例の整備をするものです。いわゆる教育委員会改革法に関連するものであり、改正法が導入した教育大綱を市長が国の方針をもとに策定し、教育委員会を従属させるものです。教育委員長が市長の意向を受けて教育委員会を支配する役職となりかねません。よって、この議案に対して反対の討論をいたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号いちき串木野市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号いちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

○3番（福田道代君） 議案第12号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

議案は介護保険料の改定をするものです。基準月額6,025円が5,992円と33円下がるものの、7段階から9段階となり、本人が住民税課税世帯で前年の合計所得の金額が120万円未満など、新しく7段階以上になる人は負担増となってまいります。平成29年には消費税8%から10%に引き上げられることによって、この介護保険料は引き下げられるとは言われていますが、新しい4段階以上は引き下げられていきません。

よって、この議案に対して反対の討論を行います。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号いちき串木野市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号いちき串木野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

○3番（福田道代君） 国特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

高過ぎる国保税が市民の暮らしを脅かしています。滞納のために短期証を交付されている市民が、今年度2世帯二人、前年度5世帯二人。病院で医療費の全額負担をしなければならない資格証の交付が236世帯、前年度は249世帯でした。19市中、14位という国民健康保険税ですが、依然として国民皆保険制度の危機的状況になっています。分納世帯も多く、お金がないので高い国保税が払えなくて困っている。このような人から厳しい取り立てをするのではなく、やはり高い国保税を引き下げていく、払える金額にせよと言っている市民の方々、基金を取り崩して一般会計へ繰入れています。なかなか国保税は高い状況です。

一般会計から法定外繰出を行って国保税を引き下げていく。そして、短期証や資格証など、正規の保険証を取り上げて病院にかかりにくくなるような状況であると病気の重症化があらわれ、医療費は高騰するという悪循環に陥ってまいります。

誰もが安心して病院に行けるような国保制度への抜本改正を求め、予算案に対して反対の討論いたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 予算議案第15号平成27年度いちき串木野市介護保険特別会計について、反対討論を行います。

市民の暮らしが高過ぎる国保税を何とかしてほしいという、こんな要求と並んで、介護保険料が高過ぎるというものです。いちき串木野市の介護保険料は県内6位という状況ですが、その介護保険料を今回さらに引き上げようとするものです。

介護保険料は高いのに、サービスを利用しようとすれば1割の負担をしなければなりません。また、要支援者の方のサービスを安上がりの多様なサービスに流しこもうというのが今回の介護保険制度の改悪の実態です。低所得者は高い保険料を取られた上、利用することができないとなっているのが現状です。

しかも、家事援助サービスの場合は介護保険料を支払い、介護認定を受け、サービス利用料を払っても利用できないという現状が発覚しています。同居人がいるから、市内に親族がいるから、既に民間のサービスを受けているからという状況、そういう理由をつけて利用もできない。まさに、保険あって介護なしというのが今の実態です。

介護保険制度そのものの抜本的改善を行い、公費負担を増やして介護保険料を低額にし、低所得者でも安心安全に暮らせる、利用できる介護保険制度に改善することを要求し、原案に対して反対の討論を行います。

○議長（下迫田良信君） 福田議員、さっき予算議案第15号と言われましたが、介特予算議案第1号です。

○3番（福田道代君） 済みません。介特予算議案第1号です。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、

起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市療育事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 私は、後特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度を廃止せよという国民の世論に押されて、この制度の廃止を公約した民主党が自公政権と交代をいたしました。ところが民主党は、廃止どころか、後期医療制度の悪いところを残し、高齢者にますます苦難を押しつけたのです。高齢者の尊厳を損なっているのは、年齢で区切っている劣悪の医療保険に困り込み、高い負担で安上がりの医療を押しつける後期高齢者医療制度そのものです。

保険料は、後期高齢者の人口比率の上昇に伴って2年ごとに上がっていく仕組みです。制度が延命する限り、際限のない負担増が国民を襲ってまいります。重い負担を高齢者に実感させ、我慢を強いて検査、投薬、手術を制限したり、複数の診療科を受診しにくくする計画です。75歳以上のお年寄りを年齢

で差別する後期高齢者医療制度でお年寄りの生活を苦しめることがないよう、従来の老人保健制度をやめて、この制度を導入したことに大義はありません。直ちに後期高齢者医療制度はきっぱりと廃止を求めべきだと考え、よってこの議案に対して反対の討論を行います。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長平石耕二君登壇]

○産業建設委員長（平石耕二君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案6件の計9件であります。

去る3月13日委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第19号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、ウッドタウン1棟2戸の完成に伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、ウッドタウンは今回の1棟2戸を含め、26年度末で50戸となり、残り6戸を毎年2戸ずつ建設し、平成29年度に56戸で完了することとあります。

委員の中から、ウッドタウンは病院に隣接しており、海瀬橋も27年度に完成する見込みで環境が非常にいいことなどから、人口増対策、住宅対策として、さらに住宅の建設計画を検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第20号いちき串木野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、都市計画審議会委員のうち住民代表委員について、公募による選任規定を追加しようとするものであります。

審査の中で、公募委員の選考方法について質したところ、選考基準として都市計画に深い関心があること、行政活動に対する理解を有していること、公の視点から意見を述べるができるものなどの項目を設けている。また、公募の際は応募の趣旨等を記載した書類を提出してもらう考えであるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、羽島地区簡易水道事業の認可変更に伴い、利用実績を踏まえた計画給水人口及び1日最大給水量を変更しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,183万8,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款公営企業収入で、4地区に係る簡易水道料金1億6,109万円の計上であります。

次に、歳出についてであります。1款簡易水道事業費の主なるものは、中央地区基幹改良事業2億5,360万円及び羽島小ヶ倉水源改修事業6,530万円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億390万7,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款事業収入で公共下水道使用料1億9,715万8,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

1款総務費の主なるものは、消費税及び地方消費税2,061万3,000円の計上、2款事業費の主なるものは、串木野クリーンセンター長寿命化事業費1,703万円、新港ターミナル付近の汚水枝線管渠築造工事に係る事業費870万円の計上、3款公債費は起債借りに係る償還元金及び利子5億1,804万2,000円の計上であります。

審査の中で、串木野クリーンセンターの長寿命化による高価について質したところ、長寿命化として曝気機やろ過装置等の部品を取り替えることとしており、更新した場合と比較して、約6,000万円のコスト縮減が見込まれるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,058万2,000円と定めようとするものであります。

まず、歳入は1款繰入金1,058万2,000円の計上であります。

次に、歳出は1款総務費で、市場施設に係る維持管理経費が主なるもので、2款公債費は起債借りに係る償還元金及び利子1,024万5,000円の計上で、本年度をもって償還は終了するとのことであります。

審査の中で、今後の市場の活性化対策について質したところ、市場の運営協議会の中で、一般の方に競りを見学してもらい、併せて朝市を開催できないか、また給食センターへの納品を増やせないかとい

った意見も出されており、今後、市場と協議しながら、経営が好転するよう知恵を出していきたいとの答弁であります。

委員の中から、近年の取り扱い数量はかなり減少してきている。市場への入荷量を増やせるよう、今後、関係者とさらに協議してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,872万1,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入は、2款繰入金で一般会計からの繰入金5,372万円の計上、3款諸収入でさのさ荘、吹上浜荘及び温泉センターに係る指定管理者納付金500万円の計上が主なるものであります。

次に、歳出についてであります。1款国民宿舎事業費は、さのさ荘の玄関屋根の修繕、給湯用ボイラーの取替、非常用発電機の修繕及び吹上浜荘のエレベーター修繕に係る経費の計上、2款温泉施設事業費は、浴場のシャワー取替修繕、高額紙幣対応の券売機購入に係る経費の計上、4款公債費は、さのさ荘及び吹上浜荘の起債借りに係る償還元金及び利子の計上であります。

なお、吹上浜荘については本年度をもって償還は終了するとのことであります。

審査の中で、決算書類を見ると、この指定管理者の経営はかなり厳しいと感じるが、納付金500万円が納付される可能性はあるのかと質したところ、厳しい経営状況ではあるが、現在、収支状況は改善されてきている。納付額は指定管理者から申し出があった金額であり、納付は可能と考えているとの答弁であります。

委員の中から、年度協定書において年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとし、基本協定にも定めのない事項、または年度協定に疑義が生じたときは、協議の上定める

とされている。指定管理者の経営が赤字であることに変わりはなく、納付金額については今後協議してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,572万7,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款事業収入で月122件、延べ1,464件を見込んだ下水道使用料530万3,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

1款漁業集落排水事業費は、処理場やマンホールポンプ等の維持管理に要する経費554万2,000円の計上、2款公債費は起債借入に係る償還元金及び利子1,018万5,000円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号平成27年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

水道事業については、平成27年度の業務予定量を給水戸数8,296戸、年間総給水量298万立方メートルと見込んでおります。まず、収益的収入の主なるものは1款水道事業収益で水道料金及び加入金4億577万7,000円の計上であります。

次に、収益的支出についてであります。

1款水道事業費用の主なるものは、1項1目原浄配給水費で上水道施設維持点検業務委託料1,621万8,000円の計上と、2項1目支払利息及び諸費は、施設整備費として借入れた企業債の利息6,048万7,000円の計上であります。

次に、資本的収入の主なるものは、第6次拡張事業等建設企業債1億5,000万円の計上であります。

次に、資本的支出についてであります。1款1項建設改良費は、川上ポンプ場、大菌配水池整備等に要する事業費2億1,028万円の計上主なるもので

あります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○12番（中里純人君） 国宿特予算議案第1号の平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算について伺います。

指定管理者納付金の提案額であります500万円につきましては、議案質疑でも出されましたとおり、平成26年度の緊急避難的な措置として、1年限りとして提案された経緯がございますが、このことについて当局でどのような説明があり、委員会としてはどのような審査をされたのか伺います。

○産業建設委員長（平石耕二君） 前年の緊急避難的な予算措置ということにつきましての特別な当局の説明もなく、また、委員会における質疑もございませんでした。

○12番（中里純人君） 先ほどの報告の中で、500万円の納付金の可能性についてということで、当局のほうより収支は改善しているというような答弁があったということですが、平成26年にこの500万円という金額を決するときには、市民の利益の確保のためには少しでも多くの納付金をいただくということで、900万円の案と500万円と利益の2分の1という二案で議論がなされたわけですが、委員会におかれましては900万円の案というのは審議されなかったのか伺います。

○産業建設委員長（平石耕二君） 特に前年のその額については審議はなされておられません。今ほど報告で申し上げましたとおり、納付金500万円が納付される可能性はこの経営状況であるのか、納付される見込みがあるのかという質問はありまして、今ほど報告したとおりでございます。そのほかはございませんでした。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第19号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号いちき串木野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、簡水特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特議案第1号平成27年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特議案第1号平成27年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特議案第1号平成27年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算について、大六野一美議員の発言を許します。

[6番大六野一美君登壇]

○6番（大六野一美君） 私は、国宿特予算議案第1号について、反対の立場で討論をいたします。

この問題は、平成23年度より指定管理料の減額を含め、多くの議論が重ねられながら今日に至っております。平成26年度は経営状況がよくないとのこととで、2,900万円減額をし、3施設を500万円指定管理に出したのです。

要因は、消費税が8%になったこと、福島の震災の影響で客数が減ったこと、電気料が上がったことの3点を挙げ、緊急避難的に1年間に限ってとの提案でありました。また、国民宿舎等利活用討委員会も設置され、その結論さえ出ない中での提案は到底認めることはできません。

1年間に限ってとの提案であり、当局の対応も、どのようなアクションを起こしたのかさえ見えず、3万市民に説明、理解を得られないこの案件に反対をいたします。同時に、なお関連する一般会計もこの部分に限って反対をいたします。

このような理由で反対をし、反対討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成27年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号平成27年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時05分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

[予算審査特別委員長楢山四夫君登壇]

○予算審査特別委員長（楢山四夫君） 私ども予算審査特別委員会に付託された案件は予算議案1件であります。

去る3月9日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月16日、17日、18日及び19日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、予算議案に関する現地調査を実施したところであります。

議案第1号平成27年度いちき串木野市一般会計予算については、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億2,900万円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額、第4条で歳出予算の流用について定めようとするもので、前年度当初予算と比較すると3,300万円、率で0.2%の増となっております。

なお、本年度の予算については文化振興、歴史の顕彰、人口増対策を図りながら、企業誘致、産業振興に加え、子育て支援や安全・安心なまちづくりの推進、併せて社会基盤整備や公共施設インフラ等の老朽化対策が特徴的なものとのことでもあります。

それではまず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1款市税は、前年度に対し、個人市民税においては平成25年度税制改正による株式譲渡等の利率の引き上げに伴う増と、法人市民税においては全国的な偏在是正措置の一環として、一部が国税化されたことに伴う法人税割の引き下げによる減であります。また、固定資産税は現年度課税で評価替えによる減が見込まれております。

次に、9款地方交付税は、特別交付税において前年度と同額を見込み、普通交付税においては国の交付税全体の率が0.8%減になったことを加味して、700万円の減を見込んだとのことでもあります。

次に、20款市債は、前年度と比較して4億3,669万5,000円の減であります。平成27年度末の起債残高は約218億円で、このうち交付税措置分を除く実質の市の負担は85億円程度を見込んでいるとのことでもあります。ちなみに、合併特例債の活用率は58%を見込んでいるとのことでもあります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

まず、2款総務費においては、新規事業として、薩摩藩英国留学生派遣150周年を記念し、薩摩スチューデント派遣事業に対する参加経費のほか、本市産業の振興、及び雇用機会の増大を図る企業の誘致促進、及び育成補助金、原子力災害時の要援護者等屋内退避施設の整備要件である土川交流センターの耐震診断経費などが計上されております。

審査の中で、薩摩藩英国留学生派遣150周年スチューデント派遣事業における参加資格について質したところ、検討中であるが、中学生以上の本市在住の方を募集して、4名ほど選考したいとの答弁であります。

3款民生費においては、私立保育所運営費や児童手当給付費、障害者総合支援法介護給付事業や生活保護扶助費などのほか、新規事業として、認定こ

も園の施設整備に対する社会福祉施設整備事業補助金などが計上されております。

審査の中で、生活保護受給者就労支援事業における就労支援員の数や取り組みについて質したところ、生活保護受給者就労支援事業に加え、新規事業として、生活困窮者自立相談支援事業の取り組みを行うとのことで、二人の相談員を設置し、市内の事業者等の協力を得ながら就職先を開拓をするなど、自立に向けた取り組みを進めていきたいとの答弁であります。

次に、4款衛生費においては、最終処分場の工事費、子ども医療費助成事業、予防接種等事業、後期高齢者医療広域連合負担金のほか、平成27年度まで上乗せ補助を行う合併処理浄化槽設置整備補助金などが計上されております。

審査の中で、合併処理浄化槽設置整理補助金の上乗せ補助が平成27年度で終了するが、継続して行うことはできないのかと質したところ、上乗せ補助を行ったことで合併処理浄化槽への切り替えが1年当たり100基程度増え、実績が出ていることから、今後検討したいとの答弁であります。

また、委員の中から、がん検診についてさらなる受診率向上を図るため、健診を受診しやすい体制づくりに努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費においては、農業費で県農地中間管理機構に農地を預けた場合に地域へ協力金を交付する地域集積協力金や、渇水対策としてため池の整備を行い、営農基盤の強化を図る農業・農村活性化推進施設等整備事業などの新規事業が計上されております。

委員の中から、市外からの新規就農者等を増やす取り組みとして、長野県から本市に來られて就農されている方をホームページで紹介するなど、市外の方などに興味を持ってもらえるようなPRに努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

また、林業費は観音ヶ池護岸等の整備調査測量設計委託を行う観音ヶ池周辺整備事業、水産業費では沿岸漁業活性化推進事業補助金の中で漁獲共済支援事業や省エネ対策事業などの新規事業が計上されて

おります。

次に、7款商工費においては、食のまちいちき串木野を全国に情報発信する国民文化祭 in いちき串木野「食の祭典」のほか、薩摩藩英国留学生渡欧150周年記念事業や国民宿舎整備方針調査事業等の新規事業が計上されております。

審査の中で、国民宿舎特別会計繰出金に関して、指定管理者納付金は平成26年度に限り納付金を3,400万円から500万円に減額したが、27年度も同様に減額とした理由について質したところ、収支に改善は見られるものの、黒字になっていない状況であることから、平成26年度と同額とした。現在、国民宿舎のあり方等について検討委員会が続いている段階で、その方向性が出るまでは指定管理を続けていかざるを得ないと考えており、その時々々の収支状況を勘案しながら適正な納付金額を算出したいとの答弁であります。

また、納付金の減額については緊急避難的に1年間とするということではなかったかと質したところ、緊急避難措置ということであったが、収支に示した額を上回るような状況に至らなかったことに対し、深く反省し、市民の皆さんに対しておわび申し上げたいと考えているとの答弁であります。

委員の中から、いろいろな事情があり今に至っていることは理解するものの、やはり議会、そして市民に対して丁寧な説明が必要であるとの意見が述べられたのであります。

次に、8款土木費において、前年度に引き続き、麓土地区画整理事業やウッドタウン住宅建設事業を実施するほか、新規事業として、野元平江線改良事業や老朽化している浜西住宅の建替えのための調査設計委託を行う浜西住宅建設事業などが計上されております。

委員の中から、浜西住宅の建替えについては借上方式を検討しているとのことであるが、地元業者が建設できる手法や借り上げ期間終了後の維持管理等を今後十分検討した上で決定すべきである旨の意見が述べられたのであります。

次に、9款消防費においては、消防署に配備されている化学消防車のオーバーホールに係る費用や照

島分団の小型ポンプ積載車更新などの消防施設整備事業のほか、放射線量の検査が簡易でできる簡易サーベイメーター購入費や防災行政無線再送信局等整備事業などが計上されております。

審査の中で、簡易サーベイメーターの配置先について質したところ、簡易サーベイメーターは平成25年度に県から85台の貸与を受け、市内の学校や病院、福祉施設等に配備しているところであり、今後、新設された福祉施設等については市で購入し、配備していくとの答弁であります。

次に、10款教育費については、小中学校文化スポーツ推進事業、串木野中学校校舎屋根等改修事業、生冠中学校グラウンド改修に伴う調査設計事業、市民文化センター空調等改修事業、B&G海洋センター修繕助成事業等の新規事業のほか、串木野中学校校舎及び市来中学校校舎の耐震補強及び大規模改修工事費、並びに串木野中学校屋内運動場つり天井撤去工事費、平成27年度に開催予定の国民文化祭におけるシンポジウム「金山の歴史」の開催経費などが計上されております。

審査の中で、要保護及び準要保護援助費が年々増額傾向にあるとのことに触れ、その理由と認定基準等について質したところ、認定は学校長の意見とともに国庫補助の認定基準に照らし合わせて行っており、受給者数は増加傾向とのことであります。認定者の内訳については非課税世帯が約14%、児童扶養手当受給者が約56%、職業が不安定な生活困窮者が約24%の答弁であります。

また、委員から、いじめ・不登校対策についてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び市教育支援センターの活用により連携を深め、いちき串木野市から不登校やいじめがなくなるよう努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費20億9,913万4,000円は、前年度と比較して8,494万3,000円の増であります。

以上が歳入歳出の主なものであります。

本案は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報

告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより、予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

予算議案第1号平成27年度いちき串木野市一般会計予算について福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 予算議案第1号平成27年度いちき串木野市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

まず、がん検診事業、そして合併処理浄化槽設置整備補助金の増額など、またB&G海洋センター大規模改修など評価できる点があります。

一方で、マイナンバー制度は税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税強化や給付抑制を狙うもので、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されるもので、導入する必要は全くないものです。また、住基ネットの本質は全国の住民基本台帳をネットワークなどで運用することによる情報漏えいや国による国民一人ひとりの監視など、危険なことを指摘するものです。

臨時福祉給付金、臨時特別給付金などは消費税増税によって大きな被害を受ける低所得者への対策は極めて限定的なものです。消費税負担増の解消には遠く及びません。

また一方、国保特別会計への法定外繰出を行い、高い国保税を引き下げるべきです。介護保険特別会計への繰り出しを行うこと、介護保険料は前年より引き上げではなく、介護保険料の引き下げのために法定外繰出を行い、また、公的資金の負担を増やすように要求いたします。

また、市長、特別職に対する退職金は縮小、廃止すべきです。本市における予算の基本的な考え方として、企業誘致や地場産業振興、定住人口、交流人口の拡大、地域の活性化に取り組み、将来を見据えた社会基盤や公共施設の老朽化対策の推進など行うとあります。

ところが、出口の予算編成の基本的な考え方として、平成27年度は地方交付税の合併特別措置の段階的な縮小が始まる年度であるので、地方交付税の段階的縮小を予期した予算となっています。既に国の方針として合併特例の7割を維持するとなっています。このお金を使って、特に今年度、農家への直接交付金が見直しをされています。平成25年度、そのような対象者が684件で3,324万9,000円でしたが、今年度は対象者が639件で1,625万1,150円と半減をしています。このような収入を補うものとして交付金を使用すべきだと思います。

確かに一方では、産地交付金の拡充が図られてはいますが、農家の家計は大変だと思います。いちき串木野市の基幹産業である農業、漁業、水産業をこれからも守っていく、立て直し、発展させていくためにも、それぞれの分野の方たちの意見をきちんと受け入れた政策の具体化の実現、これが求められるものです。そのためにも、今度の27年度予算については、私は反対をして討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第34 議案第22号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第34、議案第22号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、西別府治議員の退席を求めます。

[11番西別府 治君退席]

○議長（下迫田良信君） 市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結についてであります。

本工事については工期を1年間延長するため、変更の仮契約を締結しましたので、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

○3番（福田道代君） この管理型の一般廃棄物の処分場なんですけれども、結局、どういう具体的な理由でもって延長されているのかということをやっと伺いたいですけど。

○生活環境課長（住廣和信君） 御質問にお答えしますが、当初、土木工事と浸出水の工事を同時にできる部分があると考えて設計等もしてあったわけですが、実際契約をしまして、業者を集めて日程調整、スケジュール等を確認したところ、今回つくります処分場の地形とかお互いの工事手順におきまして、同時に施工することができない困難な部分が判明いたしましたので、その関係で工期を延ばすということになりました。

以上です。

○3番（福田道代君） 今、伺ったら、いろいろな工事が同時にできる予定だったんですけども、日程調整でできないということなんですかね。

それと、これは以前にそういう調査の段階で計画ができてはなかったんですか。

○生活環境課長（住廣和信君） 基本設計、実設計の段階では、同時に水処理と土木工事を並行してできるのではないかとということで設計をつくってきたわけなんですけれども、実際業者が決まりまして、現地を確認しまして、その工事手順等を考えた場合、ご存じのように、あそこは地形が谷あいになっている関係と、それから出入口が1カ所しかないというよ

うな関係で、どうしてもお互いが工事をずらさないといけない部分が判明いたしましたので、今回、その部分がどうしても先延ばしになるということで、期間が延長されることになりました。

以上です。

○3番（福田道代君） 今、伺った内容ですけれども、もう少し調査して現地を確認したり、具体的な地形をお互いに確認し合っていたらこんなことは起こらなかったんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○生活環境課長（住廣和信君） ご存じのように、今回の工事発注につきましては、土木と水処理施設を別途発注をした関係がありまして、当初計画では、先ほど言いましたように、同時にできるのではなかろうかという部分で設計をしたわけですが、やはり土木の部分と水処理の部分で工事がどうしても重ねてできないというのが、今回、契約の後でわかったということでもあります。

以上です。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○16番（宇都耕平君） これは変更ということで、12月議会でなされた形ですけれども、一つ伺います。私はそのとき議案質疑ができなかったものですから、ちょっとダブるかもしれませんが、

この一般廃棄物の処分場の工事に当たって、いちき串木野市の規模的な形で類似施設、いろいろとそういう形で参考資料、それなりの形があるわけですかね。そういう類似施設等を見に行かれたり、そういう内容的な参考資料はそこにありますか。まず、そこを伺います。

○生活環境課長（住廣和信君） 類似施設といいますが、宮崎県の都城市に同じような水処理施設をする、これは民間の業者でありますけれども、あります。で、その視察を地元の周辺協議会の方々、それから市議会の皆さん方にもごらんいただいたところでもあります。

それと類似施設といいますが、水処理につきましては、今回採用されますのが、国内でもだんだん増えてはきておりますけれども、数が少ないところではありますが、先ほど申し上げました都城市の施設

が近いところで、一番類似ということで確認をしているところでもあります。

以上です。

○16番（宇都耕平君） 我々もそこは見に行きました。ほかに自治体自体がそういう規模のものをつくっているところの参考とか、そういうのはなかったものですかね。

それと2番目といたしまして、この指名競争入札によりまして、入札者の選定並びに入札価格は妥当であったものですかね。そこを伺います。

○生活環境課長（住廣和信君） まずもって前半に出ましたほかの類似施設、行政がやっているところということで、副市長、それから私、それから担当で愛知県にあります施設が自治体でやっている水処理施設としては類似ということで、そこを視察に行っております。また、27年度も類似施設ということで視察を考えているところです。

以上です。

○財政課長（満園健士郎君） 業者の参加資格あるいは入札の状況についてでございますけれども、入札につきましては、参加資格、応募要件といたしまして、JV、特定企業体、大きな会社とそれから地元の土木業者2社で企業体をつくって参加する、そういう形の事業体を指名するというのでいたしました。

理由といたしましては、大規模な事業であるということと、本工事について複雑な部分やら会社の経営規模等で勘案した場合に、大きな市外の企業も入れての共同企業体を組むことが適当であろうということで判断をいたしましたところでございます。

それと、入札の価格につきましては、予定価格に対しまして88.77%の落札率でございました。

以上です。

○16番（宇都耕平君） 私の記憶違いかはっきりわかりませんが、ベンチャー組んだ植村組が頭になっておりますが、この植村組は、前、新聞を賑わせた件があります。県発注の海上港湾事業の談合の形で何社か、その中に入っているわけですかね。入っておれば、私は入っていたのかなと思うんですけども、なぜこういう談合するような会社をびん

たにもって、入れるような形をとったのか、まずそこを伺います。

○財政課長（満園健士郎君） 業者の親会社というか、代表となる植村組につきまして、県の事業の発注の談合業者であったかどうかということですが、確認をとりまして、今しばらく答弁を留保させていただきますと思います。

○議長（下迫田良信君） しばらくお待ちください。確認できましたか。

○財政課長（満園健士郎君） 済みません、遅れて申しわけございませんでした。

確認をいたしました。植村組も談合31社の中に含まれております。平成22年度で11月10日から6カ月間ぐらいの指名停止処分ということが行われておりますが、その後のこの入札ということで、処分を受けた後の業者ということで、支障はないと判断いたしましたところでもあります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第22号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、討論・採決に入ります。

議案第22号一般廃棄物管理型最終処分場建設工事請負変更契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

[11番西別府 治君入場着席]

△日程第35～日程第40

議案第23号～議案第26号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第35、議案第23号から日程第40、議案第26号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設建設工事請負変更契約の締結についてであります。

本工事については、工期を1年間延長するため変更の仮契約を締結しましたので、いちき串木野市議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

次に、予算議案第8号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正予算は、国の平成26年度補正予算に伴う地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応した地域の消費喚起や地方版総合戦略の先行実施に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億4,275万6,000円とするほか、繰越明許費の補正であります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費で地方版総合戦略策定事業費の計上、及び地方版総合戦略に盛り込む予定で先行実施する企業の誘致促進及び育成補助金の追加、7款商工費でいちき串木野商工会議所及び市来商工会が実施するプレミアム率20%

の商品券発行事業補助金の計上、歳入は、13款国庫支出金で地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金の計上、17款繰入金で財政調整基金繰入金の追加であります。第2条繰越明許費の補正は、今回の補正予算で計上した地方版総合戦略策定事業など3事業全てを翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、予算議案第2号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の平成26年度補正予算に対応して実施する所要額を平成26年度補正予算に追加したことに伴い、平成27年度予算として計上していた企業の誘致促進及び育成補助金を減額するもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億6,350万円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費で企業の誘致促進及び育成補助金の減額、歳入は、17款繰入金で財政調整基金繰入金の減額であります。

議案第24号いちき串木野市監査委員の選任についてであります。

識見を有する者のうちから本市の監査委員に竹崎健二郎氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

竹崎健二郎氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め、選任しようとするものであります。

議案第25号及び議案第26号人権擁護委員候補の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員候補者に下池明氏及び濱田米夫氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めらるるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決及び同意していただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（下迫田良信君） これより、質疑に入ります。

まず、議案第23号一般廃棄物管理型最終処分場浸出処理施設建設工事請負変更契約の締結について、質疑はありませんか。

○16番（宇都耕平君） まず、一般廃棄物管理型処分場ですけれども、県は産業廃棄物処分場というのをつくったわけですよね。騒動して、やっとなつておりますけれども、内容的な形でどのような違いがあるか、まず伺います。

○生活環境課長（住廣和信君） 一般廃棄物と産業廃棄物の違いということでよろしいかと思いますが、一般廃棄物は家庭から排出されますごみを一般廃棄物というふうにしまして、事業所がその事業のために出す廃棄物が産業廃棄物ということになっております。

以上です。

○16番（宇都耕平君） 一般廃棄物は皆さんの家庭から出るものと。産業廃棄物というのは、非常にいろいろな大変な反対を押し切って県がしたわけですが、22号議案と関連でありますので質問しています。

総額で26億2,603万8,959円と。県が発注した産業廃棄物は約96億円、約3万人に満たない自治体の総額の金額が26億円からかかるわけですよね。県の産業廃棄物というのは非常に危険なものも含まれておると思うんですけれども、それが96億円。私は非常にすごい一般廃棄物処理場だなと感じるんですけれども、市長、この金額は妥当だと思われませんか。私は総額を言っておるんですけれども、そこを市長に伺います。

○市長（田畑誠一君） 適正な価格で妥当だと思っております。

○16番（宇都耕平君） 答弁は簡単ですね。ある程度の、前からするとちょっと減額になったような感じはあるんですけれども、私がさっき対象にしたのが、一方は県の産業廃棄物が96億円、3万人に満たないいちき串木野市の施設が一般廃棄物で26億円からかかると。そして、約15年ぐらいで満杯になるよ

うな計算になっております。

皆さんの血税、税金を使ってこういう形でやるわけですから、その施設が、また下は水源地にもなっておる場所です。しっかりと行政側は点検をして、皆さんに迷惑をかけない施設として恐らく金額も上げられたと思いますから、それはちゃんと監視監督してやっていただきたいと思いますが、市長、もう1回答弁をお願いします。

○市長（田畑誠一君） まず、受注をなさった企業において、責任を持って完全なものに仕上げさせていただくということで取り組んでいただくと信じておりますし、また私どもも、今、御忠告がありましたとおり、しっかり監視していきたい、見守っていききたいというふうに考えております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第8号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について質疑はありませんか。

○9番（東 育代君） 一つだけお聞きしますが、この商品券発行事業補助金6,750万円の補助金があるんですが、地元小売店、それから大型店舗店の割合というようなのが計画をされているのか。やはり地域の活性化であれば、そこら辺のところが一番重要になると思っております。

○水産商工課長（平川秀孝君） 今回の発行に当たりましては、中小企業者等に配慮をしまして、中小企業者と大型店で利用できる券を分けることにされております。ワンセット12枚のつづりになると思うんですけれども、今の計画では、中小事業者で使える券が6枚、それと大型店と中小企業者両方で使える券が6枚ということで計画されております。

○12番（中里純人君） ただいま利用券の比率を半分半分ということで計画されているということでございますが、間接的に地域の事業者への影響も非常に大きいものと思います。前回、商品券事業を行われたときに事業者へのアンケートがございまして、その中で、事業者の中で半分半分に分けたことで売

上への影響は30%は恩恵があったということと、消費者の74%が利用券を分けることに特に抵抗はないというようなアンケート結果が出ております。できましたら、この地域事業者の比率というのを、今のアンケート結果からしまして、上げたらどうかと、意見ですけれども、思っております。

それからもう一つ、1世帯10セットと予定されているわけですが、前回、同じ方が何十セットも購入されたということで、その購入方法について不満の声も上がっていますが、その対策についてはどのようにお考えなのか伺います。

○水産商工課長（平川秀孝君） 大型店と小売店の割合の件でございますが、前は10%のプレミアで、5,000円で5,500円分、11枚の券が発行されておりました。その中で6枚分が大規模店舗と共通券、5枚分が中小企業者で使える券というふうに分かれておりました。今回は6枚、6枚ということで、中小企業者の分が1枚増える格好になります。

それと、購入限度についての対策ということでございますが、今回の発行に当たりましては、事前に市内全世帯に購入のためのはがきを送ろうかと考えております。10セット分の枠を設けまして、購入分についてスタンプを押すような取り組みができないかということで検討しているところでございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第2号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号いちき串木野市監査委員の選任について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号人権擁護委員候補者の推薦について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第23号から議案第26号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第26号までについては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第23号一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設建設工事請負変更契約の締結について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は可決されました。

次に、予算議案第8号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第2号平成27年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市監査委員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票

用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 松崎幹夫 議員

2番 田中和矢 議員

3番 福田道代 議員

4番 平石耕二 議員

5番 西中間義徳 議員

6番 大六野一美 議員

7番 中村敏彦 議員

8番 楮山四夫 議員

9番 東育代 議員

10番 濱田尚 議員

11番 西別府治 議員

12番 中里純人 議員

13番 竹之内勉 議員

14番 寺師和男 議員

15番 原口政敏 議員

16番 宇都耕平 議員

17番 福田清宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西別府治議員、中里純人議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成16票

反対1票

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第25号人権擁護委員候補者の推薦につ

いて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 松 崎 幹 夫 議員

2 番 田 中 和 矢 議員

3 番 福 田 道 代 議員

4 番 平 石 耕 二 議員

5 番 西中間 義 徳 議員

6 番 大六野 一 美 議員

7 番 中 村 敏 彦 議員

8 番 楮 山 四 夫 議員

9 番 東 育 代 議員

10 番 濱 田 尚 議員

11 番 西別府 治 議員

12 番 中 里 純 人 議員

13 番 竹之内 勉 議員

14 番 寺 師 和 男 議員

15 番 原 口 政 敏 議員

16 番 宇 都 耕 平 議員

17 番 福 田 清 宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に竹之内勉議員、寺師和男議員を指名します。

両議員立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成16票

反対1票

以上のおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第26号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票を願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1番 松崎幹夫 議員
- 2番 田中和矢 議員
- 3番 福田道代 議員
- 4番 平石耕二 議員
- 5番 西中間義徳 議員
- 6番 大六野一美 議員
- 7番 中村敏彦 議員
- 8番 楮山四夫 議員
- 9番 東育代 議員
- 10番 濱田尚 議員
- 11番 西別府治 議員
- 12番 中里純人 議員
- 13番 竹之内勉 議員
- 14番 寺師和男 議員
- 15番 原口政敏 議員
- 16番 宇都耕平 議員
- 17番 福田清宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に原口正敏議員、宇都耕平議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

[開票・点検]

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成16票

反対1票

以上のおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第41 議案第27号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第41、議案第27号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

[議会運営委員長大六野一美君登壇]

○議会運営委員長（大六野一美君） ただいま議題とされました議案第27号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正等に伴い、本市議会の委員会条例中、関係条文を改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

議案第27号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第42 意見書案第1号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第42、意見書案第1号交通安全対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

原口政敏議員の趣旨説明を求めます。

[15番原口政敏君登壇]

○15番（原口政敏君） 交通安全対策を求める意見書。

平素は本市の交通安全対策や安心安全なまちづくりに御指導、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市の交通事故をなくするために、一日も早い道路整備を要請するものであります。

我が国は、今や経済大国になり、一家に複数台の車を所有している現状であります。全国において交通事故が多発し、多くの尊い人命が失われております。

本市におきましては、平成27年2月12日、小学校1年生の男児2名が国道270号の信号機のない横断歩道を登校中に脇見運転の車により交通事故に巻き込まれ、1名死亡、1名が重傷を負う惨事となりました。

人の命は地球よりも重く、前途ある子供たちを、通学路を整備し、守るのが私たち大人の責務であります。財政多難な折ではございますが、早急に信号機の設置や横断歩道等の安全対策をしていただきますようお願いを申し上げます。

本市議会は、このような悲惨な事故を二度と起こさないように、安全対策の道路整備を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をいたします。御賛同をいただきますよう、よろしくをお願い申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている意見書案第1号については、会議規則第37条第3の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

意見書案第1号交通安全対策を求める意見書の提出について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第43 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第43、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第44 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第44、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第45 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第45、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

平成27年度のいちき串木野市政の方向と、その内容を確定していただいたところであります。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して、誠実に対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） 以上で、平成27年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時31分

交通安全対策を求める意見書

平素は、本市の交通安全対策や安心安全なまちづくりにご指導ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の交通事故をなくするために、一日も早い道路整備を要請するものであります。

我が国は、今や経済大国になり、一家に複数台の車を所有している現状であります。全国において交通事故が多発し、多くの尊い人命が失われております。

本市におきましては、平成27年2月12日、小学校1年生の男児2名が国道270号の信号機のない横断歩道を登校中に、わき見運転の車により交通事故に巻き込まれ、1名死亡、1名が重傷を負う惨事となりました。

人の命は地球よりも重く、前途ある子供たちを、通学路を整備し守るのが私たち大人の責務であります。

財政多難な折ではございますが、今回事故が発生した場所をはじめ、本市の通学路について、早急に信号機の設置や横断歩道等の安全対策をしていただきますようお願い申し上げます。

本市議会は、このような悲惨な事故が二度と起きないように、安全対策の道路整備等を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第5号 川内原子力発電所1、2号機再稼働に関する陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成27年3月27日

総務委員会
委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会
議長 下迫田良信様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 2. 行財政改革について
 3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について
 4. 企業誘致について

平成27年3月27日

総務委員会
委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会
議長 下迫田良信様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成27年3月27日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成27年3月27日

産業建設委員会

委員長 平 石 耕 二

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成27年4月23日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 市民と語る会

- (1) 派遣目的 議会活動状況を市民に直接報告し、議会に対する理解を深めてもらうとともに、市民からの批判や意見、提言等を聴取し、議会運営に反映させる。
- (2) 派遣場所 市内一円（各地区交流センター等16か所）
- (3) 派遣期間 平成27年5月25日～30日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員